

2006年3月29日：東京地方検察庁あて
「告発に対する不起訴処分決定の理由などの説明を求める請求」

2006年3月29日

〒100-8903 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号
東京地方検察庁
検察官 検事 佐久間進様

〒
東京都足立区

半澤一宣（印）

告発に対する不起訴処分決定の理由などの説明を求める請求

前略失礼いたします。

本日午後、第621-50-35863-1号配達記録郵便により「東地刑第1552号」及び「東地刑第1553号」の処分通知書2通が届きました。結果的に、昨日付け第693-61-62109-2号配達記録郵便による請求と行き違いになってしまった失礼を、お詫び申し上げます。

しかしながら、私は、昨年6月26日付け告発状の2ページ目の40行目以降に「この件につきましては、処分が決定したい、その内容（不起訴又は起訴猶予と決定された場合にはその理由も）をすみやかに私に書面にて御通知下さりたく、刑事訴訟法第260条及び第261条によりあらかじめ請求致しますことを付記」していたにもかかわらず、今回の処分通知書には処分理由が記載されておらず、また処分理由を記載した別紙なども添付されていませんでした。

よって私は、刑事訴訟法第261条に基づき、上記2通の通知に係る不起訴処分決定の理由の説明を改めて御請求申し上げますので、すみやかに書面にて御回答くださいますようお願い申し上げます。

また、私は、昨年6月26日付け及び同7月7日付けで郵送した、本件通知に係る告発状について、貴庁が当該告発を受理したか否かの通知を受け取っていませんでした。

同様に、私が昨年11月10日付け第13-1184-55501号普通小包郵便にて貴庁所属で「平成17年刑（わ）1481号事件」の担当だった星野検察官あてに送付した、東武鉄道株式会社鉄道事業本部電気部信号通信課長（氏名不詳）及び「いけだなおと」（漢字不詳）・同社同本部運輸部運転課長ほか2名を対象とした告発が受理されているのか否かについての通知も、いまだ受け取っておりません。

これについて、貴庁が当該告発状3通を受理した旨を私あてに御通知くださらなかった理由、昨年11月10日付け告発に係る処分が決定しているのか否か、並びにそれが不起訴処分と決定されているのであればそのように決定された理由についても、上記星野検察官に御照会のうえ、合わせて御回答くださいますようお願い申し上げます。

取り急ぎ用件のみにて失礼いたします。

草々

記事 配達記録郵便物引受番号と配達完了日および配達郵便局
第693-61-62110-3号
平成18（2006）年3月30日 東京中央郵便局にて配達完了